

# 令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

北谷町役場

日頃から、本町の税務行政について格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、固定資産税は土地や家屋のほかに償却資産（土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産）についても課税の対象となります。

土地及び家屋は主として登記に基づいて課税しますが、登記制度がない償却資産については、毎年1月1日現在の所有状況について所有者が申告することとなっております（地方税法第383条）。

つきましては、この手引きをご参照のうえ、期限までに申告いただきますようお願いいたします。

## 申告書の提出期限 令和6年1月31日(水)

※期限間近になりますと窓口が混雑いたしますので、早めの申告をお願いします。

### 申告書の提出先（お問い合わせ先）

〒904-0192

沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号

総務部税務課資産税係償却資産担当

TEL:098-936-1234（内線1620）

※申告書を郵送される方で控に受領印が必要な方は、控も一緒にお送りください。

またその際は、返送先を記入し切手を貼った返信用封筒も必ず一緒にお送りください。

## 今回初めて申告書が送られてきた方へ

適正な申告・課税のため、国税申告資料の閲覧による償却資産の所有状況の確認や、新規事業者の情報の把握等を通して、償却資産を所有している可能性のある方には申告書を送付しております。

資産がない場合でも、申告書を提出いただきますようお願いいたします。

なお、記入方法やご不明な点につきましては上記の税務課資産税係償却資産担当までお問い合わせください。

## 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地または家屋以外で事業の用に供することができる資産であり、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産、その他の政令で定める資産以外のものをいいます。

### (1) 資産の種類と主な償却資産

資産の種類		内 容
1 種	構築物	構築物 アスファルト舗装、門、塀、看板、庭園、物置等
		建物 附属設備 ① 家屋の所有者が取り付けした設備で、受変電装置、自家発電設備、蓄電池設備、中央監視装置等 ② テナントが賃貸家屋に施行した内装、造作、建築設備等
2 種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、各業務用の機械及び装置、太陽光発電設備等
3 種	船 舶	ボート、漁船、貨物船、釣船等
4 種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 種	車輛及び運搬具	運搬台車、フォークリフト等 (自動車税及び軽自動車税の課税対象とならないもの)
6 種	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、自動販売機、冷暖房器、医療機器、理容及び美容機器、測定器具、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、カラオケ機材、ネオンサイン、レジスター等

### (2) 申告が必要となる資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告が必要です。

- ① 決算以後に取得された資産で未だ固定資産に計上されていない資産
- ② 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ③ 遊休資産、未稼働資産、償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ④ 資産の所有者が他の事業を行うものに貸し付けている事業用資産（リース資産）は、原則、貸主（リース会社等）が申告してください。ただし、契約満了後に借主の所有物となるような資産については、借主（買主）が申告してください。
- ⑤ 割賦購入資産等で、代金を完済していないものであっても、事業の用に供している資産

### (3) 申告が不要である資産

- ①使用可能期間が1年未満の資産
- ②自動車税及び軽自動車税の課税対象となるもの
- ③無形減価償却資産（ソフトウェア等）
- ④牛・馬・果樹その他の生物（鑑賞用、興行用は除く）
- ⑤繰延資産（創立費・開業費・開発費等）
- ⑥取得価額が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの
- ⑦取得価額が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの
- ⑧リースとして貸し出す資産のうち、平成20年4月1日以降に取得された取得価額が20万円未満の資産

### (4) 所有者以外の方（テナント等）が施行した内装の取扱いについて

賃貸店舗等で家屋の所有者以外の方が、自らの事業を営むために施行した内装、造作及び建築設備は、地方税法第343条第9項の規定により、当該資産を取り付けた方が償却資産として申告してください。

### (5) 国税と固定資産税の取り扱いの比較

項目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価（償却）の方法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準別表第15に定められた原価率を用いる）※法人税法等の旧定率法で用いる原価率と同様	建物以外の一般の資産は定率法・定額法の選択制。
前年中の新規取得資産	半分償却（2分の1）	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない	認めている
特別償却・割増償却	認めていない	認めている
評価額の最低限度額	取得価額の5%	備忘価格（1円）まで
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満）	損金算入したものは課税対象とならない （本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	損金算入可能
一括償却資産 （取得価額が20万円未満の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象とならない （本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	3年間で損金算入可能
即時償却資産 （青色申告書を提出する中小企業者が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産）	課税対象となる	損金算入可能

## 税額等の算出について

償却資産の評価は、償却資産の取得年月日、取得価額及び耐用年数に基づき、賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

ただし、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

### 計算方法

【 前年中（令和5年中）に取得された資産 】

評価額 = 取得価額 × 減価残存率（1 - 減価率 / 2）

【 前年前（令和4年以前）に取得された資産 】

※毎年下記計算法によって取得価額の5%まで償却します。

評価額 = 前年度の評価額 × 減価残存率（1 - 減価率）

### 【 減 価 率 表 】

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1 - 減価率 / 2	1 - 減価率			1 - 減価率 / 2	1 - 減価率			1 - 減価率 / 2	1 - 減価率
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	21	0.104	0.948	0.896
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	22	0.099	0.950	0.901
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	23	0.095	0.952	0.905
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	24	0.092	0.954	0.908
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	25	0.088	0.956	0.912
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	40	0.056	0.972	0.944

○ 課税標準・・・賦課期日（1月1日）現在における償却資産の評価額となります。また、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

○ 免 税 点・・・償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。（ただし、必ず申告は行ってください。）

○ 税 額・・・税 額 = 固定資産税の課税標準額の合計 × 税率  
 （100円未満切捨） （1,000円未満切捨） （1.4%）

## 償却資産に関する Q&A

### Q1 償却資産の申告について

固定資産税には、土地や家屋の他にも、法人や個人で店舗や事務所などを経営している方が、事業のためにお持ちの構築物、機械・装置、器具・備品などの資産で、その減価償却額が法人税または所得税において、損金または必要経費に算入されるものは、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

このような事業のための資産をお持ちの方は、地方税法第 383 条の規定により毎年 1 月 1 日現在に所有する資産について、町へ申告していただく必要があります。

### Q2 他市町村に資産を持っている場合の申告について

償却資産の申告は、その事業用資産が所在する市町村長へ申告していただく必要があります。他市町村に所在する資産をお持ちの場合は、本町へ申告するのではなく、事業用資産が所在する市町村長へ申告してください。

### Q3 償却資産を申告しなかった場合や、虚偽の申告をした場合について

償却資産をお持ちの方が正当な理由なく申告されない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科される場合があります。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科されることがあります。

### Q4 税務署に法人税申告（確定申告）と、償却資産申告について

法人税（所得税）は、国税の計算のために行うもので、償却資産の申告は町の固定資産税の計算のために必要なものですので、それぞれの内容に応じて申告していただく必要があります。

### Q5 前年度から償却資産の増減がない場合について

地方税法第 383 条の規定により、償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日現在に所有している償却資産を申告する義務がありますので、お手数ですが、資産の増減がない場合でも申告を行うようお願いします。

### Q6 事業を廃止、閉鎖、移転した場合について

事業所を廃止、閉鎖、移転した場合には、その旨を申告していただく必要があります。その際には、申告書の右下にあります備考欄に内容を記載してください。

### Q7 会社の決算と償却資産の申告について

償却資産の申告は、会社の決算時期に関わらず、毎年 1 月 1 日現在の償却資産を申告していただく必要があります。

### Q8 償却資産申告後の申告誤りについて

償却資産申告後に、申告内容に誤りがあった場合には、修正申告をお願いします。

申告書の備考欄に「修正申告」と明記し、修正箇所がわかるよう明細書の適用欄に記載をお願いします。